平成２４年（フ）第２０４号
静岡県沼津市岡一色282番地の２　シティー城北305
債務者　古田　　寛
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２０５号
静岡県沼津市岡一色282番地の２　シティー城北305
債務者　古田　裕子
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２１５号
静岡県駿東郡清水町伏見536番地の１　伏見アパート202号
債務者　勝又　良惠
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１８５号
愛知県一宮市高田字長田12番地
債務者　篠田　淳子
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２０号
京都府福知山市字拝師135番地１、住民票上の住所兵庫県丹波市氷上町小野467番地
債務者　横谷　真司
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第２０５号
茨城県小美玉市羽鳥973番地
債務者　岡崎　庄三
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２０６号
茨城県小美玉市羽鳥973番地
債務者　岡崎すみ子
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２２０号
茨城県那珂郡東海村大字白方1752番地37　ＤＫ東海101
債務者　宇佐美榮子
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２２５号
茨城県水戸市河和田町4995番地
債務者　遠藤　充洋
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４６３号
京都府長岡京市神足屋敷３番地９
債務者　打越　二美
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４６４号
京都市西京区川島三重町102番地17
債務者　石川こと　陳　　臣雄
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５３０号
京都府向日市寺戸町三ノ坪２番地の74
債務者　河村　勇次
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６０５号
京都市南区西九条南田町９番地　九条大宮公団608号
債務者　早川　和美
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６４２号
京都市北区上賀茂高縄手町12番地　ベルカーサ303
債務者　澤村　拓弥
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６７１号
京都府城陽市寺田今橋22番地の12
債務者　時田　俊之
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６７５号
京都府木津川市兜台１丁目２番地　高の原駅西団地２―206号
債務者　樋口百合子
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６８３号
京都市伏見区下鳥羽中円面田町24　アーバンハイツ406吉田方、住民票上の住所京都府宇治市木幡北山畑５番地の１　レオパレスティーファームアネックス108号
債務者　麻生　勝弘
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係